

## 尾張旭市建設工事総合評価落札方式競争入札実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、尾張旭市が発注する建設工事のうち、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の10の2（第167条の13において準用する場合を含む。）に規定する価格と価格以外の要素を総合的に評価して最も有利な者を落札者として決定する方法（以下「総合評価落札方式」という。）による競争入札（以下「総合評価競争入札」という。）を実施するに当たり必要な事項を定める。

(対象工事)

第2条 総合評価落札方式の実施対象は、一般競争入札又は指名競争入札に該当する工事から市長が決定する。

(総合評価によることの適否)

第3条 総合評価競争入札を行おうとするときは、あらかじめ、地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）第12条の4第1項各号に掲げる事項に関し、学識経験を有する者の意見を聴かなければならない。

2 前項の学識経験を有する者の意見聴取は、愛知県建設部総合評価審査委員会（以下「委員会」という。）で行うものとする。

(入札参加資格等の公告等)

第4条 総合評価落札方式による一般競争入札を実施しようとするときは、政令第167条の6に基づき公告しなければならない事項のほか、次の事項について公告する。

- (1) 総合評価落札方式による一般競争入札を行う旨
- (2) 当該総合評価落札方式による一般競争入札に係る落札者決定基準

2 総合評価落札方式による指名競争入札を実施しようとするときは、指名競争入札の通知事項のほか、次の事項について通知する。

- (1) 総合評価落札方式による指名競争入札を行う旨
- (2) 総合評価落札方式による指名競争入札に係る落札者決定基準
- (3) 技術提案の様式

3 総合評価落札方式による一般競争入札を実施しようとするときの入札参加資格には、公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成17年法律第18号）第11条に規定する競争参加者の技術的能力の審査が適正に行われるように、当該入札に参加しようとする者について、工事の経験、施工実績の評価、当該工事に配置が予定される技術者の工事経験その他の技術的能力（以下「技術的能力」という。）に関する要件を含むものとする。

(技術提案の提出)

第5条 一般競争入札の参加希望者は、技術提案の内容を入札参加資格確認申請書に記載して提出するものとする。

2 指名競争入札の参加者は、技術提案を前条第2項の技術提案様式により入札前に提出するものとし、所定の期日内に提出がなかった者については指名を辞退したものとみなす。

(落札者決定基準)

第6条 総合評価落札方式を行う場合は、当該入札に係る申込みの価格とその他の条件が最も有利なものを決定するための基準（以下「落札者決定基準」という。）を定めるものとする。

2 落札者決定基準を定めようとするときは、当該落札者決定基準を定めるに当たって留意すべき事項について2人以上の学識経験を有する者の意見を聴くものとし、第3条第2項の規定をこれに準用する。

3 落札者決定基準には、評価基準、評価の方法、落札者決定の方法及びその他の基準を定めるものとする。

4 落札者決定基準は、委員会での意見を聴取した上で、尾張旭市入札参加資格要件等審査委員会（以下「審査会」という。）の決議を経て市長が決定するものとする。

(一般競争入札の場合の評価基準)

第7条 評価基準は、技術的能力に関する要件を満たす者について、次に掲げる評価項目について得点を配分して行うものとする。

(1) 評価項目は、施行計画に関する事項、技術提案に関する事項、企業の技術力に関する事項、配置予定技術者の能力に関する事項、地域精通度、地域貢献度及びその他市長が必要と認める事項とする。

(2) 得点配分は、技術的能力の要件を満たしている場合に標準点を与え、さらに技術提案等の審査、評価により加算し、その合計点を評価点とする。各評価項目についての得点配分は、その必要度及び重要度に応じて定めるものとする。

(指名競争入札の場合の評価基準)

第8条 評価基準は次の評価項目のうちから定め、得点を配分して行うものとする。

なお、技術提案等は、第4条第2項の指名通知書に記載する様式により入札に先駆けて指名した者から受けるものとし、所定の期日内に提出がなかった者については指名を辞退したものとみなす。

(1) 評価項目は、施行計画に関する事項、技術提案に関する事項、配置予定技術者の能力に関する事項、類似工事の施工実績、地域貢献度及びその他

市長が必要と認める事項とする。

- (2) 得点配分は、技術的能力の要件を満たしている場合に標準点を与え、さらに技術提案の審査、評価により加算し、その合計点を評価点とする。各評価項目についての得点配分は、技術的能力を満たしている場合に標準点を与え、さらに技術得点の審査、評価により加算し、その合計点を評価点とする。各評価項目の配分点はその必要度、重要度に応じて定めるものとする。

(評価の方法)

第9条 総合評価は、市長が別に定めるときを除き、評価点を当該入札者の入札価格で除して得た数値（以下「評価値」という。）をもって行う。

評価点＝標準点＋加算点

評価値＝評価点／入札価格

(施工計画提案の審査)

第10条 技術提案等のうち、施工計画提案がある場合は委員会が審査を行い、その評価意見を元に、審査会の決議を経て市長が評価を決定するものとする。

(落札者決定の方法)

第11条 次の各要件に該当する者のうち、評価値の最も高い者を落札者と決定する。

なお、この決定に際してはあらかじめ学識経験を有する者の意見を聴くものとする。

- (1) 入札価格が予定価格の制限の範囲内にあること
- (2) 技術的要件をすべて満たしていること
- (3) 評価点が、標準点を予定価格で除した数値を下回っていないこと

2 前項において第3条第2項の規定をこれに準用する。

3 落札者となるべき者の当該入札による価格によってはその者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認めるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認めるときは、前2項の規定にかかわらず、その者を落札者とせず、入札をした他の者のうち評価値の最も高い者を落札者とすることができる。

(落札者の公表等)

第12条 市長は、前条により落札者を決定したときは、当該入札に参加した者にその旨通知するとともに評価値等の評価結果を併せて通知するものとする。

2 落札者、評価値等の評価結果については、これを公表する。

(その他)

第13条 この要領に定めるもののほか、この要領の実施に関して必要な事項は別に定めるものとする。

附 則

この要領は、平成20年1月16日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年1月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年8月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。